

しゃかい ふくしほうじん ごしきかい
社会福祉法人 五色会

きょうどうせいかつえんじょじゅうようじ こうせつめいしょ
共同生活援助重要事項説明書

さぽーとはうす さと
サポートハウスあゆの里

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行なう
 ものです。

五色会は、入居者に対して共同生活援助(グループホームサービス)を提供します。
 施設・整備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意ごいただきたいことを次のとおり説明
 します。

1. 事業者の概要

めい しょう 名 称	しゃかい ふくしほうじん ごしきかい 社会福祉法人 五色会
ほうじんしゅべつ 法人種別	しゃかい ふくしほうじん 社会福祉法人
ほうじんしよざいち 法人所在地	〒861-4617 くまもとけんかみましきぐんこうさまちおおあざつしだ ほんち 熊本県上益城郡甲佐町大字津志田2472番地
でんわばんごう 電話番号	(096)234-4311
だいひょうしやしめい 代表者氏名	りじちやう あらせかずみ 理事長 荒瀬一巳
ほうじん えんかく とくしよく 法人の沿革・特色	<p>1. 沿革</p> <p>① 平成4年9月8日 五色会設立</p> <p>② 平成5年4月1日 知的障害者入所授産施設事業開始</p> <p>③ 平成7年4月1日 知的障害者福祉法に基づく短期入所事業開始</p> <p>④ 平成10年10月1日 知的障害者地域援助事業開始</p> <p>2. 特色</p> <p>ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者一人ひとりの人権や人間性の尊重に 重点を置き、利用者の立場とニーズに合致した福祉サービス供給体制の確保に努め、 自立に必要な社会人としての生活支援・授産支援(作業訓練)等を実施し社会的自立を 支援することを目的とします。</p> <p>また、知的障害者の方が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことが できるようグループホームを設置し、世話人の支援のもと自立生活を援助しています。</p>
ほうじん しゃゆうする 事業所の種類	<p>1. 障がい者支援センター あゆの里</p> <p>2. 指定就労継続支援B型事業 ワークセンターあゆの里</p> <p>3. サポートハウスあゆの里</p> <p>4. 指定相談事業所「かけはし」</p>

2. 事業所の概要

じぎょうしよ めいしょう 事業所の名称	とやうち 豊内
じぎょうしよ もくてき 事業所の目的	りやうしや じりつ めざ ちいき 利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、 りやうしや しんたいおよ せいしん じようきようなら お 利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居に

	おいて食事の提供、相談その他の日常生活上の援助等を行なうことにより、知的障害者の自立生活を助長することを目的とします。
事業所の所在地	〒861-4607 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内2006番地
事業所の電話番号	(096)288-6207
事業所番号	4321430011(平成17年2月28日指定)
管理者	福島 せいごう 福島 正剛
事業所開設年月	平成30年6月1日
入居定員	地域生活援助事業所では、入居定員(7名)及び居室(1室1名)の定員を超えて入居させないこととします。但し、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
運営方針	別紙・社会福祉法人五色会 サポートハウスあゆの里運営規定による
自己評価の実施状況	作成中です。
第三者評価の実施状況	実施していません。
職員への研修の実施状況	事業者は、職員の資質の向上のために、年1回以上の研修の機会を確保いたします。

3. 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	業務委託(人)	合計員数	資格等
管理者	1人			1人	
世話人			2人	2人	
サービス管理 責任者	1人			1人	
生活支援員	1人			1人	

4. 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	別紙をご参照ください。
世話人	別紙をご参照ください。
サービス管理 責任者	別紙をご参照ください。

5. 事業所の設備等の概要

①居室

居室の種類	室数	居室面積	収納スペース	備考
1人部屋	8	10.83 m ²	1.805 m ²	ひとりへいきん 一人平均

②その他の設備

設備の種類	備考
キッチン	8.17 m ²
食堂・居間	27.74 m ²
浴室	シャワー付 10.83 m ² (脱衣室含む)
トイレ	水洗(2ヶ所) 15.96 m ² (手洗い場含む)
物の入れ物	7.22 m ²

6. グループホームサービスの概要

(1) 入居者の定率負担額

別紙、五色会共同生活援助個別利用説明書のとおりです。

(2) 訓練等給付費から支給されるサービス

訓練等給付費(市町村から支給される額及び入居者の定率負担額)の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、入居者個々人について提供するサービスの内容については、「共同生活援助利用契約書(グループホームサービス利用契約書)」第5条により作成する個別支援計画にもとづくものとします。

① 基本的な生活にかかわる支援

種類	内容
食事	<p>支援の必要な入居者に対し、食事を提供します。また、個人で調理希望者には状況に応じた支援をします。</p> <p><食事時間></p> <p>朝食 (7:00 ~ 7:30)</p> <p>昼食 (12:00 ~ 13:00)</p> <p>夕食 (18:00 ~ 19:00)</p> <p>※昼食は、原則として各自でお取り頂きますが、お弁当等必要な場合はご用意いたします。</p>
調理	常に清潔・安全衛生に配慮した調理場環境を整えます。
洗濯・排泄・着脱衣 整容・清掃・整理整頓	入居者の状況に応じて適切な支援をします。

② 日中活動にかかわる支援

日中、他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、サービス提供事業者や職場等と連絡調整を行い、利用者の活動を支援します。

③保健医療にかかわる支援

日常的健康管理	事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するために、衛生管理に細心の注意を払うこととし、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるものとします。
医療機関の受診	協力医療機関(荒瀬病院) なお、荒瀬病院と当事業所においては、当事業所からの要請に対し速やかに対応すべく体制を整えています。また、必要であると認められる場合は、医師の往診ができるよう契約がなされています。

④金銭管理にかかわる支援

小遣帳への記帳など、利用者が自ら金銭管理を行うことができるよう支援します。

⑤訓練等給付費の支給申請にかかわる支援

訓練等給付費の支給期間終了後も継続して支援を受けることができるよう、再度支給決定を受けるための申請を行う際に、必要な援助を行います。

⑥行政手続の代行

手続の代行を希望される場合は、職員にお申し出てください。

なお、手続に係る経費は別途支払いただきます。

⑦地域との交流

地域住民との交流	地域で開催される行事情報を提供するとともに、参加するための機会の確保に努めます。
ボランティア団体との交流	交流を希望される際には、内容に応じてボランティア団体への依頼及び確保に努めます。

7. 緊急時の対応方法

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。

【主治医】

医療機関名	医療法人荒瀬会 荒瀬病院
所在地	〒861-4602 熊本県上益城郡甲佐町大字緑町331
電話番号	(096)234-1161
主治医氏名	荒瀬 一巳

【緊急連絡先】

氏名	清田 由香
電話番号	080-8588-5302
続柄	サービス管理責任者

8. バックアップ施設

当グループホームは下記の施設をバックアップ施設とし、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等について連携し、支援の体制を確保しています。

施設名	障がい者支援センター あゆの里
所在地	〒861-4617 熊本県上益城郡甲佐町大字津志田2472番地
電話番号	(096)234-4311
連携体制	① 世話人(宮本基子、池田ヨシエ) ↓ ↑ ② サービス管理責任者(清田 由香) ↓ ↑ ③ 管理者(福島 正剛) ※ 内容に応じて、その都度対応いたします。

9. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「防災計画」により対応いたします。
防火管理責任者	福島 正剛
避難訓練	利用者も参加の上、年1回以上実施します。
防火設備	・消火器 ・ガス漏れ警報器 ・火災警報設備 ・スプリンクラー

9. 苦情・相談窓口

当ホームご利用苦情・相談窓口

担当者	清田 由香
電話番号	(096)234-4311
受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時30分まで

当ホーム以外に、市町村の苦情・相談窓口等でも受け付けています。

担当課	甲佐町役場 健康福祉課
電話番号	(096)234-1111
受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで

また、熊本県社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても市町村や県と連携しながら苦情の対応を行っています。

担当部署	熊本県社会福祉協議会内 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	(096)324-5471
受付時間	月曜日から金曜日 9時から17時まで

10. 当ホームご利用に際し留意いただきたい事項

面会	面会は自由です。
----	----------

	但し、留守することもありますので、事前に職員または世話人へご連絡ください。
外出・外泊	事前に職員または世話人に届けて下さい。
飲酒	マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけない程度にお願いします。
喫煙	喫煙コーナーでお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。
居室等の利用	グループホーム内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が発生した場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合も、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	入居者の思想・宗教は自由ですが、他の入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。
貴重品の管理	利用者の責任において管理してください。 自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービスをご利用できます。

11. 入退居

(1) 入居

- 共同生活援助(グループホーム)について訓練等給付費支給決定を受けた方で、当グループホームに入居を希望される方は、電話等でご連絡ください。当グループホームのサービス提供に係る重要事項について、ご説明します。
- 入居が決定した場合は契約を締結します。契約の有効期間は支援費支給決定の期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- 入居に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。

(2) 契約の終了

- 利用者が当事業者に対し30日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。
- 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- 利用者がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、7日以内にお支払いいただけない場合、または利用者が当ホームや当ホームの職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を解除し、退居していただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。
- やむを得ない事情により当ホームを閉鎖または縮小する場合、契約を解除し、退居していただく場合があります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

- 次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。
- 利用者が他の生活援助事業所や介護給付費制度対象施設等に入所した場合。
 - 共同生活援助(グループホーム)の訓練等給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合(所定の期間の経過をもって終了します。)
 - 利用者が亡くなった場合。

12. 利用料及び支払方法

別紙、共同生活援助個人利用説明書の通りです。

同意書

平成 年 月 日

共同生活援助(グループホーム)にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明致しました。

事業所

(所在地) 〒861-4607

熊本県上益城郡甲佐町大字豊内2006

(名称) サポートハウスあゆの里 豊内

(説明者) サービス管理責任者 氏名 清田由香

私は契約書及び本書面により、これから入居する共同生活援助(グループホーム)の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所)

(氏名) 印

(代理人または身元引受等)

(住所)

(氏名) 印